

教育研究費の不正防止対策推進委員会要項

平成19年10月25日
運営会議決定
改正 平成26年12月25日
改正 令和4年12月1日

(設置)

第1条 本学の教育研究費を適正に運営及び管理し、不正使用、不正経理による事故を未然に防止するため、国立大学法人筑波大学における教育研究費の不正防止対策の基本方針（平成19年5月学長決定）第3項に基づき、学長の下に教育研究費の不正防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究費に係る不正を発生させる要因の把握に関すること。
- (2) 不正防止対策（前第1号で把握した不正発生要因に対応する不正防止計画、教育研究費の不正防止に向けたコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を含む）の策定・実施及び実施状況の確認に関すること。
- (3) 不正防止計画の推進に関すること。
- (4) その他教育研究費の不正防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国立大学法人筑波大学における教育研究費の運営及び管理体制に関する要項（平成26年12月25日学長決定）で定める統括管理責任者（財務担当副学長、研究担当副学長、教育担当副学長）
- (2) 財務担当副学長が指名する教員 若干人
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 教育推進部長
- (6) 研究推進部長
- (7) 産学連携部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第5条 第3条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、

委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(不正防止計画の推進)

第7条 委員会は、不正防止計画を策定した場合は、本部部局及び各部局責任者(以下「実施部門」という。)に提示し、その推進に努めなければならない。

(不正防止計画の実施)

第8条 実施部門は、委員会が策定した不正防止計画を誠実に実施・指導するものとし、その対応状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

(モニタリング)

第9条 監査室は、不正防止計画の実施状況及び浸透状況について、適宜監査するとともに、監査結果を委員会において報告し、必要に応じ是正措置を求めることができる。

(監事との連携)

第10条 委員会は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(コンプライアンス管理者の調査結果の報告)

第11条 学長は、国立大学法人筑波大学コンプライアンス推進規則第16条に基づく調査結果の報告を受けた場合、その内容が教育研究費の不正使用に関することであるときは、委員会に報告し、是正措置を講ずるよう指示することができる。

(調査結果の不正防止計画への反映)

第12条 委員会は、前条の指示を受けたときは、調査結果を分析し、同様の不正使用が再発しないよう不正防止計画に反映させるとともに、その推進に努めなければならない。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、財務部財務制度企画課が行う。

附 記

この要項は、平成19年10月25日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 記

この要項は、令和4年12月1日から実施する。